

大野町公衆無線LAN利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町民及び来庁者の情報収集及び発信の利便性の向上を図ることを目的として、本町が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 無線LANを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、無線LANを利用することができる施設において当該無線LANを利用してインターネットへの接続することができる。

2 無線LANを利用することができる施設、場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、無線LAN環境メンテナンス時、災害発生時、イベント等町長が特に必要があると認めた場合は、これを変更して使用することができる。

3 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、本規程に同意したものとみなす。

4 無線LANを利用するための本町への申請等は不要とする。

5 無線LANの利用料金は、無料とする。

(無線LANの利用)

第3条 無線LANを利用するための通信機器（以下「端末等」という。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が準備した端末等及び端末等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

4 無線LANを利用するための端末等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 無線LANへ接続する端末等のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。

6 その他利用方法については、町長の指示に従うものとする。

(利用の停止)

第4条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告す

ることなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規程に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると町長が判断した場合

(禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 専ら営利を目的とした事業を行う行為
 - (2) 第三者、他の利用者若しくは本町に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
 - (3) 第三者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
 - (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
 - (7) ID及びパスワードを不正に使用する行為
 - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
 - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は町長が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって本町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、本町は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止及び変更)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を行う場合
- (2) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通

常どおりできなくなった場合

(3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、町は一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、利用者の承諾なしに無線LANの内容を変更できるものとする。

(免責)

第7条 町長は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の端末等のコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線LAN接続可能機器の種類、システムソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、町は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。

6 町長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	利用場所	利用時間
大野町庁舎	1階、2階及び3階	大野町の休日を定める 条例(平成2年大野町条 例第1号)第1条第1項 各号に規定する町の休 日以外の日 の午前8時 30分から午後5時1 5分まで
大野町福祉センター	1階	

備 考

電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない
場合がある。